

『一括有期事業報告書(建設の事業)』について

建設の事業の場合、保険料の算定方法には、「賃金」による場合と「請負金額」による場合があります。

「賃金」による場合、準備作業、周辺作業を含めその工事における協力業者に雇われる者を含むすべての労働者の賃金を正確に把握し、その賃金総額に保険料率を乗じて保険料を算定します。

一方、協力業者等の賃金を正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定します。

1 『一括有期事業報告書』には、工事期間の長短や請負金額の大小にかかわらず、以下の条件を満たすすべての工事を記載しなければなりません。

- ◎ 発注者から直接請け負った工事(元請工事)であること。
- ◎ 前年4月1日から今年3月31日までに終了した工事であること(開始時期は問いません)。
今年の4月1日以降に終了(見込み)の工事は、実際に工事が終了した年度の申告となります。
- ◎ 平成27年4月1日以降に開始した工事を記載する場合は、請負金額から消費税を除いた額を記載します。それ以前に開始した工事がある場合は、事務組合に確認してください。

2 この報告書は、以下の点に注意して作成願います。

- ① 「事業の種類」ごとに作成します。
例えば、新築工事などの「35 建築事業」と、内装や既設建築物内の設備工事などの「38 既設建築物設備工事業」を手掛けた場合は、原則としてそれぞれ1部ずつ作成します。
ただし、1～2行で収まる場合は、同じ用紙に記載いただいても構いません。
- ② 「事業の名称」には、工事の内容が分かる様な表現で記載願います。公共事業の場合は、契約工事名を記載します。また、請負金額が500万円未満の工事は、「○○新築工事、外△件」のように、同じ事業の種類でまとめて記載することも可能です。

【注意いただきたい記載の例】

- ◎ 事業所の業種が「35 建築事業」であることから、すべての工事を「35 建築事業」に記載・・・工事内容によって「事業の種類」が変わります。
- ◎ 「○○邸」「工事」とだけ記載・・・工事の内容が分かりません。
- ◎ 「リフォーム」とだけ記載・・・外装や屋根、増改築工事は「35 建築事業」、内装や建物内部の空調・電気・給排水設備などの工事は「38 既設建築物設備工事業」となります。
- ◎ 「解体工事」・・・解体した資材の大部分をそのまま用いて再度使用することを前提

とした解体工事は「35 建築事業」。原形をとどめない程解体する場合は「37 その他の建設事業」となります。

- ◎ 重機等を用いた土木工事を伴う造園は「37 その他の建設事業」となりますが、刃物または手工具のみ(チェーンソーを含む)を用いて植物の栽培管理やガーデニング、樹木の植樹または剪定(手入れ)を行う作業(いわゆる「植木屋さん」)は「95 農業」の分類となり、末尾「6」での申告となります。
- ◎ 「36 機械装置の組立てまたは据付け」として記載・・・16の分野に限った比較的大掛かりな設備・プラントにおける組立・据付け工事となります。

※ 「事業の種類」が不明な場合は、事務組合または労働基準監督署にお問い合わせ願います。

- ③ 「事業の期間」には、工事契約書等を参考に、実際にかかった期間を記載願います。また、年月日は省略せずに記載願います。
前年3月末に工事終了したが、その年度の申告に含み忘れた工事があった場合は、事務組合担当者にご相談ください。
- ④ 「請負金額の内訳」には、平成27年4月1日以降に開始した工事の場合、税抜きの請負金額を記載願います。

記入例

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

事業の種類	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳			労務費率	賃金総額
				① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額		
	A邸 増築工事 外33件	青葉区北町 1-1-1	2年3月1日から 3年10月31日まで	150,000,000		(消費税抜き) 150,000,000	23	34,500,000
			年月日から 年月日まで			小計		34,500,000
	B商店 増築工事	青葉区南町 1-1-1	3年4月1日から 3年6月20日まで	8,500,000		(消費税抜き) 8,500,000	23	1,955,000
	C邸 新築工事	青葉区西町 1-1-1	3年12月1日から 4年3月31日まで	12,600,000		(消費税抜き) 12,600,000	23	2,898,000
			年月日から 年月日まで			小計		4,853,000
1	事業の種類	35 建築事業	小計	171,100,000		171,100,000		39,353,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の詳細を上記のとおり報告します。
令和4年6月1日 宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(970-0000) 電話番号(022-111-0000)
住所 仙台市青葉区東町1-1-1
事業主 株式会社 労働工務店
氏名 代表取締役 労働 太郎
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

3 業種の変更について

当初「35 建築事業」で登録していたが、時代の移り変わりとともに、恒常的に「38 既設建築物設備工事業」が多くなったという場合は、業種の変更手続きが必要です。